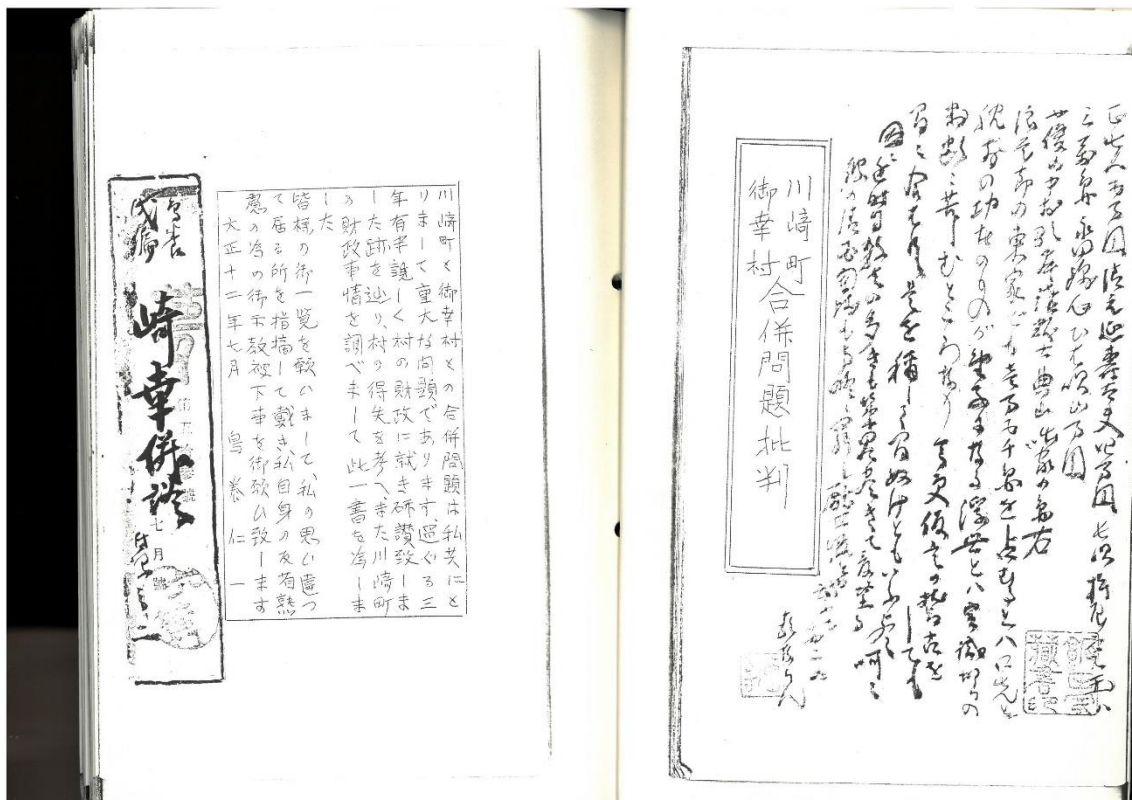


【資料紹介】

川崎市制施行前における財政緩和のための大町村政策構想
—鳥養仁一『川崎町御幸村合併問題批判』（大正十二年七月）—

今回紹介するのは川崎市公文書館が複製古文書として所蔵している「崎幸併談（川崎町御幸村合併問題批判）」（整理番号：40-36（近・現）-299）という資料です。この史料は元御幸村長であった鳥養仁一が川崎市制施行の実現に向けて記した論文になります。タイトルは『川崎町御幸村合併問題批判』であり、タイトルだけを見ると川崎町・御幸村の合併に反対意見を述べていると思われるかもしれませんが、そうではなく、合併に積極的な賛意を表明しており、合併に向けた利点などを鳥養自身が丁寧に分析している内容になります。



まず、鳥養は川崎町と御幸村の合併に当初から賛成していたとしていますが、合併の利害得失に関しては調査していなかったということで今回の論文に至ったことが記されています。川崎町と御幸村の合併問題は明治末年に起こっており、この時は地域としては南河原の一部の合併問題に止まっていた。川崎町への南河原編入問題は、例えば「石井泰助日記」にも記されており、当時の懸案事項であったことが窺えます（明治44年1月8日条「川崎小学校ニ町内議員及有志家ヲ集メ、左ノ事項ノ協賛ヲ乞ヒ、各委員ヲ撰定ス 一荒井芳太郎氏ヲ当町有給助役ニ招聘スル件ハ否決）、競馬会社事務所ヲ無償譲與ヲ乞フ件、小学校敷地購入及増築ノ件、水道敷設計ノ件、南河原編入交渉ノ件」川崎市公文書館所蔵複製古文書整理番号 60-63-1）。

鳥養は一度流れた川崎町と御幸村の合併を「婚嫁」に例えて、「今が娘（御幸村※筆者注）のやりどき」として合併に賛意を示しています。自治について「町村に於ては郡、府県及国の三機関に依りて三重監督を受けて居りますが、市に至りては府県及国の二重監督を受けて居ります、併此三重監督二重監督は自治の発達に伴ひて、将来には必ず省略せられるべきものであると思ひます」とし、川崎町・御幸村は橘樹郡・神奈川県・日本国という三つの機関によって監督を受けている状態であることを指摘し、「自治の目的は、市町村自身の事務は市町村自身の意思に依りて執行する事が市町村の幸福なりとして国が市町村の自治を認めたものでありますから市町村は国の政策を基礎として人々が共同生活の幸福と愉快を享受することが大切であります」と述べています。

鳥養は町村について次のように述べます。

今日の町村は其組織小さきに失すると私は考へます、今日の町村は何れも其二ツ乃至三ツを併合シテ今日よりも大きな町村を為して、其事務を執行し、其設備施設を致す事が必要であります、近年の商工業者は経済上の大量生産を実行して何れも著しき成功を致して居ります、私共幼少の頃は百万円の資本金を有する会社は実に大きな会社であると思つて居りましたが近年は其が珍しくなつて何百万円何千万円と云ふ大資本を投下して更らに大なる大量生産の利益を収めんとするの傾向にあります、私は大量生産の原則を市町村の行政に応用したいと思ひます、稀には町であっても市以上の設備をして経営して居るものがありますけれども、大体から之を申せば、今日の町村は余り小さく分立して居ります、此あまりに小さく分立して居る事が其事務を執行するに充分なる機関を置く事を免さない原因となりて橋梁の改築にも道路の改修にも改良の跡が見えないのは遺憾であります、国道や県道の改修、国道や県道の上に在る橋梁の改築は出来上つた後で心持よき程に出来て居りますが、町道村道殊に村道上の橋梁は改築をして能くなつたと云ふとの、少ないのは町村には道路橋梁の改修改築に当るべき適當の人物を傭する資力に乏しいからであります。単に土木事業に限らず、戸籍なり、税務なり、計算なり、何れも複雑なる事務を処理するに相当なる人物を配置する事

を要するに係らず、人物を傭聘して適所に適材を配置するには経費之を免さずと云ふ事になって実現容易ならざるの有様であります

また、大都市政策については次のように述べます。

近年都市の著しき発展に伴ひ、小都市と大都市とを区分して市の大なるものに対して特別の市制を施かんとする意見が朝野の間に申されて参りました。併し此大都市政策は市の特権を目的とした立論であります。又市の行政上の地位の向上を目的として此大都市を監督する府県の監督を撤排して国の監督下に直属せしめんとする立論でありまして、之に大量生産の原則を応用して大都市論を為すものなきは経費節減の聲大なるに反しては寧ろ不思議な現象であると申さねばなりません。

当時の物価騰貴と人件費について「若し物価を安すくする必要があるならば人の価をも安すくする考慮が払はれねばならぬと思ひます。物価のみを安すくして人の価を安すく致さねば、其は物の生産者を苦しむるのみであります。米の生産者、衣服の生産者は皆何れも破産せなければならぬ事になります。天下豈斯の如き不了見を許さんや」と述べ、続けて「単なる物価でさへも之を低下することの困難なる時に於て人の価を低下せよと云ふのは唯々世の物笑ひを招ぐのみではありませんか」と問いかけます。そして、大町村政策を立てて町村の財政緩和を行うべきであると提起します。鳥養の構想は次のようでした。

- 一、保土ヶ谷町と城郷村は横浜に合併すべし
- 二、大綱村と旭村と鶴見町は合併すべし
- 三、潮田町と田島村と大師町と川崎町と御幸村とは合併すべし
- 四、日吉村と住吉村と中原村と橘村とは合併すべし
- 五、高津村と宮前村と向丘村とは合併すべし
- 六、稲田村と生田村とは合併すべし

つまり、財政緩和のために橘樹郡を五つの大町村で構成するというのが鳥養の政策構想でした。川崎地域について見てみると、大師町・川崎町・御幸村はちょうど1年後に合併を実現させて川崎市制が開始され、田島村（田島町）も昭和2年（1927）には川崎市に編入します。鳥養曰く財政緩和のために町村を統合する必要があるということで理由は明確です。鳥養は他にも、大正9年（1920）10月の第一回国勢調査によると尾道市の人口は26466人で最も人口が少ない市であり、川崎町・御幸村の人口は合わせて28000人余りであるため、戸数・人口においては川崎町・御幸村は確かに市制施行の認可を受けることができているとしています。もし川崎町だけでも市制施行を欲するならば、川崎町単独でも出来ると思うが、面積が小さい点が引かかる点であることも述べています。

「横浜は貿易都市として発展すべく、我川崎町及御幸村は寧ろ工場都市として発展すべきであります」鳥養が川崎市としての発展をどのように目指していたのか、そのことがわかる一文です。『川崎町御幸村合併問題批判』は川崎市制施行への機運が高まっていたことを示す一つの史料として貴重なものであると言えます。

今回紹介した史料は川崎市公文書館にて閲覧することが可能です。今回紹介したもの以外にも川崎市公文書館には沢山の複製古文書を所蔵しておりますので、ぜひご利用ください。

<資料情報>

「崎幸併談（川崎町御幸村合併問題批判）」（整理番号：40-36（近・現）-299）

※閲覧・複写の際には利用申請書・複写申請書を記入頂きます。

[川崎市：歴史的公文書等の情報提供 \(city.kawasaki.jp\)](http://city.kawasaki.jp)